

# 三条市産後ケア事業のご案内

出産後の身体の回復や育児等に不安をお持ちのお母さんが、赤ちゃんと一緒に医療機関等に宿泊又は日中滞在することで心身のケアや授乳指導等を受けることができる事業です。

また、令和7年度から、地域の助産師が居宅で産後ケアを実施する訪問型を開始しました。利用希望の際は、子ども家庭サポートセンターにご相談ください。

## 1 対象者

三条市に住所のある、産後1年未満の産婦及び乳児で次の項目に該当する方

- ・家族などから十分な家事、育児の援助が受けられない。
- ・産後に心身の不調や育児不安などがある。



## 2 産後ケアの内容

- ・産婦の身体的ケア、保健指導及び栄養指導
- ・産婦の心理的ケア
- ・適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。）
- ・育児の手技についての指導及び相談
- ・その他必要とする保健指導、相談及び支援



👉 申請書様式は  
こちらから

## 3 自己負担額

産後ケア事業委託医療機関の1日当たり産後ケア利用料金（裏面参照）から、次の市の委託料を差し引いた金額を医療機関等に直接お支払いください。

◎市内委託医療機関では、実質無料で産後ケア事業をご利用いただけます。

◎市外委託医療機関等でも、自己負担額を抑えてご利用いただけます。

### 《市の委託料》

| 実施類型             | 利用期間<br>(上限) | 市の委託料（上限）  |                        |
|------------------|--------------|------------|------------------------|
|                  |              | 市民税課税世帯    | 市民税非課税・世帯生活保護世帯        |
| 宿泊型              | 7日間          | 1日 29,000円 | 委託医療機関等の<br>1日当たりの費用全額 |
| デイサービス型          | 通算<br>30日間   | 1日 21,000円 |                        |
| 訪問型<br>(1日2時間程度) |              | 1日 10,000円 | 1日 10,000円             |

※ 上記料金は産婦と乳児1人についての料金となります。双子の場合で追加料金が発生する場合は、市が追加料金分を負担します。

## 4 申込方法

- (1) 医療機関等または子ども家庭サポートセンター（以下、市）に相談ください。
- (2) 「三条市産後ケア事業利用申請書」を医療機関等に提出してください。医療機関等が内容を確認し市に提出します。訪問型を希望する方は市に提出ください。
- (3) 市が申請書の内容を確認し、「三条市産後ケア事業利用承認（不承認）通知書」を送付します。

※ 必要物品や利用時間などは医療機関や助産師等に直接お問い合わせください。

※ 予約状況や個室の空き状況等により、希望日の利用ができない場合があります。

